

**市長が、公益上特に必要とは認められるものでないにも関わらず
野田警察署に約4万人の個人情報を
市民に無断で提供していた事実について
全市民に対して「市報のだ」によって説明することを求める陳情**

(陳情趣旨)

1. 公益上特に必要があると認められなかった高齢者名簿の提供事務

平成28年6月22日、野田市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号から第13号が野田市長に提出されました。これは、野田市長が平成24年以来、野田警察署に提供してきた約4万人の高齢者名簿について、その提供根拠（条例第9条第1項第5号の適用）を否定し「公益上特に必要があるとは認められない」と断じるものでした。

2. 自ら検討が足りなかったと認めた審査会

本答申書において同審査会は、平成24年当時の審議において自ら検討が足りなかったとして反省をしていることはおおいに称賛すべきことと思います。真摯に非は非として認め、今後の審議に反映していく姿勢は大切なものです。今後も第三者の専門家で構成される公正・中立な同審査会への市民の期待は大きなものになりました。

3. 市長の判断の瑕疵

対して、市長は、当会メンバーやその他の市民からの異議申立や議会陳情に対して頑ななまでに、これまで通り提供を続けるとの意思を議会の場でも示し続けてきました。

しかし、今となっては平成24年以来続けて来た高齢者名簿の提供は、「公益上特に必要がある」とした市長の判断自体に瑕疵があったと言わざるを得ない事態になりました。そもそも、野田警察署の依頼に応じて提供を決定した責任者は市長です。本件に関する市長の責任は重大です。

4. 提供を継続するとした鈴木新市長

一方、鈴木新市長も、市議であった平成27年12月議会に当会が提出した陳情（高齢者名簿提供の事前公表と名簿掲載を拒否する権利の付与を求めたもの）に対して反対の意を表明していました。

更に、当会が今回の市長選挙に先立ち立候補予定者にした公開質問の回答に

よれば、鈴木新市長は、野田警察署への個人情報提供については、生年月日と電話番号の提供は止めるとの意思を表明したものの、その他の住所・氏名・性別の提供は従来通り続けると明言していました。

5. 普通の市民の生の声が記録された答申書の重みは非常に重い

本答申書は、単に13名の市民から出された異議申立に対する審査会の見解だけが述べられたものではなく、そこには普通の市民が審査会の場に足を運び、口頭意見陳述として自らの言葉で語った生の声が記録されているものです。その点でも今回の答申書の重みは非常に重いものです。

6. 市長には直接市民に詳細に説明する責任がある

以上の背景を持つところ本件については、平成28年6月22日開催の同審査会后、野田市秘書広報課から報道各社にFAXによってプレスリリースされました。その結果、翌23日には、読売・朝日・毎日、更に24日には東京・千葉日報の主要5社によって報道され、市民もその概要を知ることになりました。しかし、本来は、市長から直接全市民に詳しい説明がされるべきものです。

公益上特に必要があると認められないにも関わらず、約4万人の市民の個人情報に平成24年以来、野田警察署に提供されていた事実とその経緯、今後の対応について市長には直接市民に説明する責任があることは言うまでもありません。

そこで、以下の陳情をします。

(陳情項目)

市長が、公益上特に必要とは認められるものでないにも関わらず野田警察署に約4万人の個人情報を市民に無断で提供していた事実について、全市民に対して「市報のだ」によって説明をすることを要請します。

平成28年6月28日

野田市市議会議員 様

(陳情者)

野田市山崎1162番地の15

個人情報の外部提供に反対する野田市民の会

代表 寺田 渉

